

お客さまへ

明和證券株式会社

当社は80年を超える社歴を有しておりますが、その間、常にお客さまの利益を最優先にした堅実経営を行ってまいりました。そうした中であって、金融機関の提供するサービスの多様化により金融機関内又は金融グループ内、当社とお客さま、お客さま相互の間で、競合・対立する複数の利害が生じ、利益相反のおそれが高まっております。

こうした中で、実例は発生しておりませんが、お客さまの利益が不当に害されることのないよう以下のとおり管理いたしております。

【利益相反管理態勢】

1. 取締役会・内部管理統括責任者は顧客の利益を不当に害することのないよう、当社における利益相反のおそれのある取引を特定・管理するため、利益相反管理部門として営業部門から独立性を確保している監査部にその職務を行わせます。
2. 監査部は利益相反のおそれのある取引を特定し、新規業務の開始等の際も当該業務について利益相反の観点からの検証を行います。
3. 監査部は以下の方法により、利益相反のおそれのある取引を管理します。
 - (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門間における情報遮断による部門間の分離
 - (2) 利益相反を発生させる可能性のある取引の条件又は方法の変更若しくは取引の中止
 - (3) 利益相反を発生させる可能性のあることのお客さまへのお知らせ

以上